

ブルゴーニュ公国と諸都市 —移動宮廷とそのモニュメントをめぐる試論—

中堀博司

**L'Etat bourguignon et les villes :
Un essai sur la cour itinérante de Bourgogne et ses monuments historiques**

Hiroshi NAKAHORI

1. はじめに

14世紀後半から15世紀後半にかけて独仏間に次第に領邦を集積し、独自の勢力を形成したヴァロワ家ブルゴーニュ公の支配領域、所謂ブルゴーニュ公国において、宮廷と数多の都市との関係、さらにはそれによって残された歴史的遺産を考えるにあたって、第一に注目しなければならないのは、君主がどのような称号をもって統治したかである。何よりも宮廷が置かれた公国主要都市とは、各領邦の首都ないしは中心都市であることが想定されよう¹⁾。以下にまず、初代公フィリップ・ル・アルディ（在位1363-1404年）の死没時（1404年）と四代目の最後の公シャルル・ル・テメレール（在位1467-1477年）の根拠地ディジョンへの入市時（1474年）の二つの時点について見てみたい。

1404年4月27日にブリュッセル近郊のハルで没した初代公フィリップの墓には次の碑銘が刻まれている（強調は引用者²⁾）。

「ここに横たわるのは、いとも高貴にして善良なるご威勢高き君主で主の恩寵によりフランス王たる [父] ジャン [2世]、および、その伴侶でボヘミアの良き王 [ヤン] の娘たる奥方 [母] ボンヌの、息子フィリップ [・ル・アルディ] である。いとも高貴にしてご威勢高き君主でこの教会の創建者であるフィリップは、ブルゴーニュおよびリンブルフの公にして、フランドル、アルトワ、ブルゴーニュ（宮中）の伯でサラン領主、また、ヌヴェール、ルテル、シャロレの伯にしてメヘレン領主であり、主の1404年4月27日にブラバントのハルにて他界した。その靈魂のために謹んで祈り給え。」（*CY GIST TREZ HAULT ET TREZ PUISSANT PRINCE ET FONDEUR DE L'ÉGLISE DE CEANS, PHILIPPE FILS DE TREZ HAULT ET TREZ EXCELLENT ET PUISSANT PRINCE JEHAN PAR LA GRACE DE DIEU ROY DE FRANCE [E]T DAME BONNE, FILLE DU BON ROY DE BAIGNE, SA COMPAGNE, DUC DE BOURGOIGNE ET DE LEMBOURG, COMTE DE FLANDRES, D'ARTOIS ET DE BOURGOIGNE, PALATIN, SIRE DE SALINS, COMTE DE NEVERS, DE RETHEL ET DE CHAROLOIS ET SEIGNEUR*

DE MALINES, QUI TREPASSA A HALLE EN BRABANT LE XXVIIIE JOUR D'AVRIL, L'AN DE GRACE MIL QUATRE CENT ET QUATRE, SI VOUS PLAISE PRIER DIEU DEVOTEMENT POUR SON AME.)

この墓碑銘には初代公フィリップがかつて有した称号が列挙されているが、その存命中の文書一般におけるそれとはやや異なっている。例えば、1386年5月20日付文書では、「フランス王の息子にしてブルゴーニュ公、フランドル、アルトワ、ブルゴーニュ（宮中）の伯でサラン領主、ルテル伯にしてメヘレン領主たるフィリップ」(*Philippe, fils de roy de France, duc de Bourgoingne, comte de Flandres, d'Artois et de Bourgoingne, palatin, seigneur de Salins, comte de Rethel, seigneur de Malines*)とある³⁾。

1384年1月30日に妻マルグリット・ド・フランドルを通じてフランドル伯の遺産を継承してから1404年に亡くなるまで、この初代公の称号にほとんど異同は見られない。墓碑銘には故人の経歴が最大限記されることからくる相違と取れるが、まず目につくのは墓碑銘に見られるリンブルフ公位である。リンブルフはブラバントと密接に結びついた領邦であるが、後者の公位継承問題に介入した初代ブルゴーニュ公は、1387年および1389年にリンブルフ公領および「ムーズ河向こうの地」の抵当権をブラバント女公ヨハンナ（ブルゴーニュ公妃マルグリットの母方の伯母）から譲与され、さらに1396年には全所有権を獲得していた。こうして、ブルゴーニュ公は1387年以降早くもリンブルフとその附属地を掌握し、それは1406年12月18日に正式に公位に就く次男アントワヌに継承されていくことになる。但し、紆余曲折の末、同公領がブラバント公領とともにブルゴーニュ公家直系の第3代公フィリップ・ル・ボン（在位1419-1467年）によって継承されるのは、1430年の時点である⁴⁾。

次にヌヴェール伯位について、ドンズィ・バロン領とともに1384年の継承直後（3月16日）に嫡子であるのちの第2代公ジャン・サン・プール（在位1404-1419年）に付与された結果、初代公はその称号を文書には付さなかった。但し、年若きヌヴェール伯は公の庇護下に置かれた⁵⁾。また、1390年にアルマニャック家から購入されたシャロレ伯領についても、予め意図したのか、半ばブルゴーニュ公領のバイ管区の一つに組み込まれつつ、ヌヴェール伯位同様に嫡子の称号として留保され（1405年にのちの第3代公フィリップに対し、また1433年にのちの第4代公シャルルに対して）、この称号もブルゴーニュ公が名乗ることはなかった⁶⁾。

それでは、初代公死没時から70年経った後、最後の公シャルルが、その根拠地デジョンにおいて華々しく入市を行った時はどうであろうか（強調は引用者⁷⁾）。

「主の恩寵により、ブルゴーニュ、ロティエ、ブラバント、リンブルフ、ルクセンブルクおよびヘルレの公にして、フランドル、アルトワ、ブルゴーニュ（宮中）、エノー、ホラント、ゼーラント、ナミュールおよびズトフェンの伯で、神聖帝国辺境伯、フリースラント、サランおよびメヘレンの領主たるシャルル[….]」(*Charles, par la grace de Dieu, duc de Bourgoingne, de Lothier, de Brabant, de Lembourg, de Lucembourg et de Gheldres, conte de Flandres, d'Artois, de Bourgoingne, palatin, de Haynnau, de Hollande, de Zellande, de Namur et de Zuytphen, marquis du saint empire, seigneur de Frise, de Salins et de Malines [….]*)

これら最後の公の称号において付加されているのは、初代公の墓碑銘に見られたリンブルフ

をも含めて、以下の通りである（括弧内は併合年）。ブラバント（1430年）⁸⁾、リンブルフ（1430年）⁹⁾、ルクセンブルク（1443年）¹⁰⁾、ヘルレ（1473年）¹¹⁾の各公領、エノー（1433年）¹²⁾、ホラント（1433年）、ゼーラント（1433年）、ナミュール（1429年）¹³⁾、ズトフェン（1473年）の各伯領、そしてフリースラント領主領（1433年）である。

なお、初代公が称したルテル伯位は、まず1404年に（形式的には1393年以来）その次男アントワヌに譲与され、さらにアントワヌがブラバント公領ほかを相続した後は、ブルゴーニュ公領およびフランドル伯領等を相続した長男ジャンからヌヴェール伯位を継承していた三男フィリップのもとにわたり（1407年1月27日）、以来ルテル伯領は公家傍系のヌヴェール伯家によって領有されることになった¹⁴⁾。また、ブルゴーニュ伯位に付随する「宮中〔伯〕 (*pala-tin*)」同様に、「ロティエ（下ロタリングア）公 (*duc de Lothier*)」および「神聖帝国辺境伯 (*marquis du saint empire*)」の称号は、ブラバント公位に付随する旧帝国との関係に起因した名目的称号であって、ここでは特に実体的な意味をなさないと考えてよい¹⁵⁾。

本稿では、これらブルゴーニュ公が有した称号を出発点として、まず以下の4つの視点からブルゴーニュ公国における移動宮廷とその主要都市との関係を模索していく。即ち、①これらの称号に現れる領邦の首都（中心都市）とそこでの即位の儀式（入市式ないしは諸身分集会の年月日）、もしくは儀式を伴ったかどうかは詳らかではないがその初めての入市、②これら領邦の複合体を束ねる広域的な行政中心地となる会計院の所在地とその管轄、③第3代公フィリップが創設し、公国政治エリートの集會かつ宮廷外交の場となる金羊毛騎士団総会の開催地（開催年月日）、そして④ブルゴーニュ公影響下にある宗教的中心地で、ブルゴーニュ宮廷および公国統治と密接なかかわりをもつ司教の拠点となる司教座（公国内の有力な修道院・教会機関も関連）である。そして最後に、それらの各領邦中心都市が公国全域のどの程度の都市を代表しているのかを、1464年頃に作成された「全国議會」招集リストに表れる都市から考えてみたい¹⁶⁾。

2. 公国各領邦の中心都市

ここでは、第1の視点から、南のブルゴーニュ諸地方と北の低地諸地方にそれぞれ領域的まとまりをなすブルゴーニュ公国の南北のブロック毎に、称号に現れる領邦とその中心都市、さらにそれらに付随する周辺支配領域を（原則的に）年代順に見ていく（なお、1～16の番号は、上述した第4代公シャルルの称号に表れる領邦にのみ付した。また、略記PLHは初代公フィリップ、JSPは第2代公ジャン、PLBは第3代公フィリップ、CLTは第4代公シャルルを指し、その後の年月日は即位後最初の入市年月日を示す¹⁷⁾。

南

1. ブルゴーニュ公領 (*duché de Bourgogne*) 1363年～

A. デイジョン (*Dijon*)¹⁸⁾ PLH1364.11.26 / JSP1404.6.17 / PLB1422.2.19 / CLT1474.1.23

B. ボーヌ (*Beaune*)¹⁹⁾ PLH1364.11.27? / JSP1404.12.11? / PLB1422.4.24 / CLT×

※オタン (*Autun*)

※シャロン (*Chalon*)

2. ブルゴーニュ伯領 (*comté de Bourgogne*) 1384年～

C. ドル (*Dole*)²⁰⁾ (PLH1374.10.7?) JSP1415.1.26? / PLB1422.3.3 / CLT1474.2.21

3. サラン領主領 (seigneurie de Salins) 1384年～

- D. サラン (Salins)²¹⁾ (PLH1376.11.15?) JSP1415.1.28? / PLB1422.3.22? / CLT1474.3.9?
 —ヌヴェール伯領 (comté de Nevers)²²⁾ 1384年～ ※1384年～名目上嫡子へ、1405年～傍系へ
 ※ヌヴェール (Nevers)
 —ドンズイ・バロン領 (baronnie de Donzy) 1384年～ ※同上
 —シャンパーニュの地 (terres de Champagne) 1384年～ ※1405年～傍系へ
 —シャロレ伯領 (comté de Charolais) 1390年～ ※1405年～名目上嫡子へ
 ※シャロル (Charolles)
 —トネール伯領 (comté de Tonnerre)²³⁾ 1407～1435年 ※1436年～シャロン家へ
 —マコン伯領 (comté de Mâcon)²⁴⁾ 1424年～
 ※マコン (Mâcon)
 —オセール伯領 (comté d'Auxerre) 1424年～
 ※オセール (Auxerre)
 —バル=シュル=セーヌ城代領 (châtellenie de Bar-sur-Seine) 1424年～
 —シャトォ=シノン領主領 (seigneurie de Château-Chinon) 1454年～
 —上アルザスの地 (terres de Haute-Alsace) 1469～1474年
 ※エンシスハイム (Ensisheim)
 —フェレット伯領 (comté de Ferrette) 1469～1474年

北

4. フランドル伯領 (comté de Flandre) 1384年～

- E. ブルッヘ (Brugge)²⁵⁾ PLH1384.4.26 / JSP1405.4.30 / PLB1419.9.22 / CLT1468.4.9
 F. ヘント (Gent)²⁶⁾ PLH1386.1.4 / JSP1405.4.15 / PLB1419.9.20 / CLT1467.6.28
 G. イーペル (Ieper)²⁷⁾ PLH1384.4.24? / JSP1405.5.15 / PLB1419.9.23 / CLT1469.5.15?
 H. リル (Lille)²⁸⁾ PLH1384.2.17? / JSP1405.4.12 / PLB1419.9.25 / CLT1468.4.7
 I. ドゥエ (Douai)²⁹⁾ PLH1384.3.10 / JSP1405.6.25 / PLB1421.5.6 / CLT1472.5.15

5. アルトワ伯領 (comté d'Artois) 1384年～

- J. アラス (Arras)³⁰⁾ PLH1384.2.13? / JSP1405.8.12? / PLB1419.10.1? / CLT1469.3.16
 K. サン=トメール (Saint-Omer)³¹⁾ PLH1389.11.14? / JSP1406.10.30? / PLB1421.9.9? / CLT1469.4.22

6. メヘレン領主領 (seigneurie de Malines / Mechelen) 1384年～

- L. メヘレン (Mechelen)³²⁾ PLH1384.3.21? / JSP1405.4.23? / PLB1419.10.8 / CLT1467.7.3
 —ルテル伯領 (comté de Rethel) 1384年～ ※1404年～傍系へ
 —アントウェルペン領主領 (seigneurie d'Anvers / Antwerpen) 1384～1406年、1430年～
 ※1406～1430年傍系へ
 —ブローニュ伯領 (comté de Boulogne)³³⁾ 1416年～
 —ソンム河諸都市 (villes de la Somme) 1435年～
 ※アミアン (Amiens)³⁴⁾ PLB1448.10.16? / CLT×
 —ペロンヌほか城代領 (châtellenies de Péronne, Roye, Montdidier) 1435年～
 —カッセル領主領 (seigneurie de Cassel) 1437年～

7. ナミュール伯領 (comté de Namur) 1429年～
M. ナミュール (Namur)³⁵⁾ PLB1429.3.13? / CLT1468.10.21?
8. ブラバント公領 (duché de Brabant) 1430年～
N. ブリュッセル (Brussel)³⁶⁾ (PLH1384.3.16-21, 26-28 / 1398.3.26 / 1404.4.16-26 / JSP1405.4.24-25 / 1411.1.11-18 / 1416.2.20-25) PLB1430.10.8 / CLT1467.7.14
O. レウヴェン (Leuven)³⁷⁾ PLB1430.10.5 / CLT1467.7.12
9. リンブルフ公領 (duché de Limbourg) およびムーズ河向こうの地 (Landen van Overmaas) 1430年～
P. マーストリヒト (Maastricht)³⁸⁾ CLT1467.12.17?
10. エノー伯領 (comté de Hainaut) 1433年～
Q. モンス (Mons)³⁹⁾ PLB1433.5.14 [Soignies, 1433.5.13] / CLT1468.3.27
R. ヴァランシエンヌ (Valenciennes)⁴⁰⁾ PLB1433.5.16? / CLT1468.4.5
11. ホラント伯領 (comté de Hollande) 1433年～
S. デン・ハーフ (Den Haag)⁴¹⁾ PLB1436.4.6? / CLT1468.7.19
12. ゼーラント伯領 (comté de Zélande) 1433年～
T. ミッデルブルフ (Middelburg)⁴²⁾ PLB1436.5.3? / CLT1468.4.22
U. ツィーリクゼー (Zierikzee)⁴³⁾ PLB1436.3.26? / CLT1468.4.25
13. ルクセンブルク公領 (duché de Luxembourg) 1443年～
V. ルクセンブルク (Luxembourg)⁴⁴⁾ PLB1443.11.22 / CLT1473.9.6?
14. ヘルレ公領 (duché de Gueldre / Gelre) 1473年～
W. アルンヘム (Arnhem)⁴⁵⁾ CLT1473.8.11?
※ナイメーヘン (Nijmegen)⁴⁶⁾ CLT1473.7.19
15. ズトフェン伯領 (comté de Zutphen) 1473年～
X. ズトフェン (Zutphen)⁴⁷⁾ CLT1473.8.4?
16. フリースラント領主領 (seigneur de Frise / Friesland) 1433年～

3. 会計院所在地

次に、第2の視点から、上述したブルゴーニュ公の諸領邦を行政的に束ねる機能を果たした中央行財政機関たる会計院の設置とその管轄の問題を取り上げる。諸々の会計院は、諸侯の直轄領管理を軸として文書行政を展開し、政治の中心としての君主の宮廷と頻繁な通信を行いつつ、公国内における情報ネットワークを構築していった。その所産が、現在もとりわけディジョン、リル、ブリュッセルに豊富に伝存する史料体としての会計院文書である。ここで詳述することはできないが、ブルゴーニュ公国を含めた中世後期フランスにおける領邦会計院の成立と意義については旧稿で論じたことがあり、差し当たりはそちらを参照されたい⁴⁸⁾。また、未完とはいえ、既に2分冊が出ている浩瀚なボティエおよびソルネによる公国全体の史料カタログ自体が会計院を基軸にした広域行政の輪郭を浮彫にしており極めて有用である（以下、会計院所在地のアルファベットは上述の記号を踏襲し、主な管轄領域のみ記す。また、括弧内の年号は成立年および管轄期間⁴⁹⁾）。

南

A. デイジョン (1386年)

1 ブルゴーニュ公領、2 ブルゴーニュ伯領、3 サラン領主領、ヌヴェール伯領 (～1405年)、ドンズィ・バロン領 (～1405年)、シャンパーニュの地 (～1405年)、シャロレ伯領 (1390年～)、トネール伯領 (1407～1435年)、マコン伯領 (1435年～)、オセール伯領 (1435年～)、バル=シュル=セヌ城代領 (1435年～)、シャトォ=シノン領主領 (1454年～)
 ーヌヴェール (1405年、傍系へ)
 ヌヴェール伯領、ドンズィ・バロン領、シャンパーニュの地、ルテル伯領 (1407年～)

北

H. リル (1386年)

4 フランドル伯領、5 アルトワ伯領、6 メヘレン領主領、アントウェルペン領主領 (～1406年)、ルテル伯領 (～1407年)、ブローニュ伯領 (1416年～)、10 エノー伯領 (1428年～)、7 ナミュール伯領 (1429年～)、13 ルクセンブルク公領 (1427～63年)、11 ホラント伯領・12 ゼーラント伯領・16 フリースラント領主領 (1428～46年)、ソナム河諸都市 (1435年～)

N. ブリュッセル (1404年、1430年傍系から直系へ)

8 ブラバント公領、アントウェルペン領主領 (1406年～)、9 リンブルフ公領およびムーズ河向こうの地 (1407年～)、13 ルクセンブルク公領 (1463年～)、11 ホラント伯領・12 ゼーラント伯領・16 フリースラント領主領 (1463年～)

S. デン・ハーフ (1446～63年)

11 ホラント伯領・12 ゼーラント伯領・16 フリースラント領主領

L. メヘレン (1473～1477年)

H・N・[S] を統合

以上のように、当初南北各ブロックの中核となったデイジョンおよびリルの2つの会計院による管轄から、その後の北方の帝国側(東方)への領域拡大に伴う分離移管を通じて、ブリュッセル、デン・ハーフ、そして傍系へとわたったヌヴェールの5つの会計院の管轄へと移行した。そして、短期間ではあるが、最後の公シャルルによって北部ブロックの管轄だけは、司法機関のそれとも並行しつつ、1473年にメヘレンに統合されることとなったのである。このように、公家傍系の拠点ヌヴェールは別として、デイジョン、リル、ブリュッセル、デン・ハーフ、メヘレンが、公国における極めて重要な政治・行政の中核都市であったことは間違いない⁵⁰⁾。

4. 金羊毛騎士団総会開催地

さらに第3の視点として、著名な金羊毛騎士団の総会開催地について考えてみたい。周知の通り、同騎士団は第3代公フィリップのポルトガル王女イザベルとの結婚の際に創設され、公国各地の高級貴族を結集するある意味制度的な場を形成し、ブルゴーニュ宮廷の中核をなしていくことになる。また、公国周辺の有力な君侯家門との婚姻政策を展開するにあたって、それを補完する外交的役割をも果たした。同騎士団においては、全体として人口も多く領域的な広がりをもつ北部ブロックの出身者が7割強を占めたのに並行して、その総会開催地も、1433年

における本拠地ディジョンを除けば、すべて北部の主要都市が選ばれた。その選定に当たっては、状況に応じた様々な思惑が絡んでいようが、宮廷政治エリートが結集するに相応しい重要な都市が選ばれたものと推測することは可能である⁵¹⁾。

- E. ブルッヘ 創設 PLB1430.1.10
- H. リル 第1回総会 PLB1431.12.4
- E. ブルッヘ[2] 第2回総会 PLB1432.12.2
- A. ディジョン 第3回総会 PLB1433.11.29 ※唯一、南
- N. ブリュッセル 第4回総会 PLB1435.11.30
- H. リル[2] 第5回総会 PLB1436.11.29
- K. サン=トメール 第6回総会 PLB1440.11.30-12.1
- F. ヘント 第7回総会 PLB1445.12.12
- Q. モンス 第8回総会 PLB1451.5.4
- H. リル[3] 雉の誓いの宴 PLB1454.2.17
- S. デン・ハーフ 第9回総会 PLB1456.5.8
- K. サン=トメール[2] 第10回総会 PLB1461.5.6
- E. ブルッヘ[3] 第11回総会 CLT1468.5.14
- R. ヴァランシエンヌ 第12回総会 CLT1473.5.8-9

以上のように、金羊毛騎士団総会の開催に、創設時の集会および雉の誓いの宴を含めると、都合14回のいわば宮廷集会を挙げることができるが、ここに現れるのは9都市となる。ところで、ルキュプル=デジャルダンが、ブルゴーニュ公支配下の低地諸都市における祝祭・儀礼を分析した研究で特に取り上げたのは、ブラバント公領のNブリュッセル、エノー伯領のQモンスおよびRヴァランシエンヌ、フランドル伯領のEブルッヘおよびFヘント、フランドル・ガリカントのHリルおよびIドゥエ、そしてアルトワ伯領のJアラスおよびKサン=トメールの9都市である⁵²⁾。上記に挙げた、南の旧都Aディジョンとやや農村的とも言える宮廷都市Sデン・ハーフがそこには含まれておらず、代わりに、IドゥエとJアラスが含まれている。とはいえ、いずれもが公国の最重要な都市であることは言うまでもない。

5. ブルゴーニュ公影響下の司教座

ブルゴーニュ公が独仏間に広域的な支配を及ぼしたのは上述の通りであって、この広大な空間には当然ながら多くの司教座とその管区が含まれていた。その教会管区は世俗の支配領域とは基本的に合致しない。例えば、南のディジョン（ブルゴーニュ公領）はラングル司教区に属するし、北のブリュッセル（ブラバント公領）やモンス（エノー伯領）はともに広大なカンブレ司教区に属している。しかし、キリスト教世界における世俗君主は、日々の祈りから信仰を守る十字軍に至るまで教会とは不可分の関係にある。数多の君侯の中でも、フランス筆頭諸侯のブルゴーニュ公が、後期十字軍を代表する存在であったことも見逃せない。冠婚葬祭等の君主の通過儀礼において、司教や修道院長などの高位聖職者やその下に置かれた有力な修道院・教会機関の聖職者は不可欠な役者であって、また、聖職者自体が君侯や有力貴族の家門に出自

を持つことが多かったことも両者を切り離せない大きな要因である。

15世紀におけるブルゴーニュ公国の支配領域およびその影響圏にかかわる（大）司教座を象徴的に示しているのが、1441年作成の第3代公フィリップの第2遺言書である。そこでは、南部支配領域と重なるブザンソン（ブルゴーニュ公影響下で唯一の大司教座）、オタン、シャロン、マコン、オセールの5司教区と、北部支配領域と重なるアミアン、アラス、カンブレ、トゥルネ、テルアンヌの5司教区の、（傍系にわたったヌヴェールを除き）ほぼ公国全域を覆う10司教座聖堂に対し、年忌ミサが設定されている⁵³⁾。

ブルゴーニュ公は、これらとその周辺の司教座における司教選出に深く関与していた。ブルゴーニュ公と司教の関係を包括的に分析したタブグに拠れば（但し、対象は、上記遺言書に見られた10司教座のうち、カンブレに代えてヌヴェールを含めたもの）、ブルゴーニュ公治世の間、都合57名が60の司教位に就いた⁵⁴⁾。そのうち、総じて初代と第2代の治世では26件中12件ほど、第3代と第4代の治世では34件中20件ほど、ブルゴーニュ公は司教選出を掌握し、明らかに同公に敵対する司教はせいぜい6人程度であったという⁵⁵⁾。以下に関連する司教座とブルゴーニュ公と密接な関係にあった代表的な司教のみを抽出しよう（公国への併合の時期区分は、①PLH当初～、②1384年～、③15世紀～。また、括弧内にはまず司教在位期間を記した後、その他身分・経歴等を記す）。

南

- ブザンソン (Besançon) ②⁵⁶⁾ カンタン・メナール (Quentin Ménard) (1439-1462年)⁵⁷⁾
 オタン (Autun) ①⁵⁸⁾ ジャン・ロラン (Jean Rolin) (1436-1483年；1448年枢機卿)⁵⁹⁾
 シャロン (Chalon-sur-Saône) ①⁶⁰⁾ ジャン・ロラン (1431-1436年；のちオタン司教) / ジャン・ジェルマン (Jean Germain) (1436-1461年；1430年金羊毛騎士団尚書)⁶¹⁾
 マコン (Mâcon) ③ エティエンヌ・ユゴネ (Etienne Hugonet) (1451-1472年?)⁶²⁾
 オセール (Auxerre) ③ ロラン・ピニヨン (Laurent Pignon) (1433-1449年；1412-1449年第3代公聴罪司祭)⁶³⁾
 スヴェール (Nevers) ② ジャン・ジェルマン (1430-1436年；のちシャロン司教)

北

- アミアン (Amiens) ③⁶⁴⁾
 アラス (Arras) ② ジャン・カナール (Jean Canard) (1392-1407年；1385-1404年初代公尚書)⁶⁵⁾ / マルタン・ポレ (Martin Poré[c]) (1407-1426年；第2代公聴罪司祭)⁶⁶⁾
 カンブレ (Cambrai) ③⁶⁷⁾ ジャン・ド・ブルゴーニュ (Jean de Bourgogne) (1439-1479年；第2代公庶子)⁶⁸⁾
 トゥルネ (Tournai) ②⁶⁹⁾ ルイ・ド・ラ・トレモイユ (Louis de la Trémoille) (1388-1410年) / ジャン・ド・トワズイ (1410-1433年；1419-1422年第3代公尚書)⁷⁰⁾ / ジャン・シュヴロ (Jean Chevrot) (1436-1460年；評議会議長)⁷¹⁾ / ギヨーム・フィラストル (Guillaume Fillastre) (1460-1473年；1461年金羊毛騎士団尚書)⁷²⁾ / フェリイ・ド・クリュニイ (Ferry de Clugny) (1474-1483年；評議会議長、1473年金羊毛騎士団尚書)⁷³⁾
 テルアンヌ (Thérouanne) ②⁷⁴⁾ ダヴィド・ド・ブルゴーニュ (David de Bourgogne) (1451-1455年；第3代公庶子)

リエージュ (Liège)^{⑦⑤} ルイ・ド・ブルボン (Louis de Bourbon) (1456-1482年；第3代公
甥)

以上のように、最後の公が征服した都市リエージュと傍系にわたったヌヴェールを含めて都合12の(大)司教座都市および司教区と、ブルゴーニュ公の世俗統治とが交錯した。これらの司教座都市は世俗君主との関係ではそれぞれ異なる性格を有している点には留意しておくべきである。フランス王国に位置するオタン、シャロン、ヌヴェール、アラス、テルアンヌは初代公からその直接の統治下にあった。さらに第3代公は、フランス王とのアラスの協定(1435年)で有利な立場からこれらにマコン、オセール、アミアンを付け加えることができた。フランドル伯領を覆う司教区を有するトゥルネについては、司教はブルゴーニュ公の右腕にも近い人物が名を列ねたが、フランス王の都市のままであった。一方、帝国側では、プザンソンは帝国自由都市であり、公は守護権(*garde*)を握ったが、司教が世俗の司教領をもつ帝国教会制が適用されるカンブレやリエージュでは、度重なる抵抗を行い征服された後者は別としても、影響力を行使するのみであった。しかし、ブルゴーニュ公の即位・結婚・葬儀等の宮廷儀礼や金羊毛騎士団総会、また、各都市固有の宗教儀礼・祝祭、さらには、君主間における外交交渉等々において、司教や修道院長ら高位聖職者の人的役割と、司教座聖堂や有力修道院・教会機関がもつ物的・空間的役割の双方の問題が、公国と教会の相互依存関係にかかわっており、この点はさらに追究していく必要がある。

6. 公国各領邦の諸都市

さて、前節までの考察で公国内各領邦の中心都市の輪郭は浮彫にしてきたが、それらは公国全体のどの程度の都市を代表するものと考えられるだろうか。この点を明らかにするために、ブルゴーニュ公国の中枢にある尚書局によって1464年頃(第3代公フィリップ治世最末期)に作成された公国全領域を対象とする「全国議会」の招集リストを取り上げたい。この集会自体は結局実現しなかったが、実現すれば700名以上もの諸身分が参集する壮大なものである。興味深いのは、この中に領邦毎にリストアップされた諸都市(*Bonnes villes*)が見出される点である。但し、ここではこれまで考察してきたように領邦中心都市が明らかになる訳ではないし、作成した側も現代の我々同様に公国全体の中からどの都市に招集をかけるべきか必ずしも明確な知識を持ち合わせていなかったことも、史料の端々から看取される。そもそも記述のあり方自体が一貫しておらず、重複すら存在する。各領邦から情報を寄せ集めて作成した感は否めない。とはいえ、公国中枢部が公国全体の都市をどのように把握していたかを理解できる数少ない恰好の史料であることに間違いない⁷⁶⁾。

史料全体の構成は次の通りである。①フランドルの諸身分(都市、聖職者、貴族)、②アルトワの諸身分(貴族、都市、聖職者)、③エノーの諸身分(都市、貴族、聖職者)、④ブルゴーニュ公領の聖職者、⑤リル城代管区の貴族、⑥ブローニュの貴族、⑦ピカルディの都市(但し、アルトワ、フランドルの都市も含む)、聖職者、⑧エノーの都市(再)、聖職者、貴族、⑨リル城代管区の聖職者、貴族、⑩ナミュールの聖職者、都市、貴族、⑪ブローニュの聖職者、都市、貴族、⑫ブラバントの都市、貴族、⑬ブルゴーニュ公領の都市、⑭ブルゴーニュ伯領の都市、⑮マコネの都市、⑯シャロレの都市、⑰オセールの都市(但し、オセールとは必ずしも関係な

い都市が挙がる)、⑱リンブルフおよびルクセンブルクの都市、⑲フランドルの都市(再)、⑳アルトワの都市(再)、㉑ブローニュの都市(再)、㉒ホラントおよびゼーラントの都市、㉓ナミュールの都市(再)、㉔ピカルディの都市(再、但し、本来のピカルディのみ)、以上である。

このように記述に一貫性がないことから、ここでは、⑧のエノーの都市から㉔ピカルディの都市までの、公国各領邦の都市を列挙していく(⑩ナミュール・⑪ブローニュは省略し、㉑・㉓で取り上げる)。

凡例 都市名の後の括弧内に、国名に続いて、フランスの県名ないしはベルギー・オランダ・ドイツの州名を記す。略号は下記の通りである。なお、都市名については、現在所属する国の公用語での表記を優先的に記すが、ベルギーの場合は、フラマン語圏ではオランダ語、ワロン語圏ではフランス語を優先的に記して併記する(但し、この原則が不十分な場合もありうる)。また、オランダの南・北各ホラント州、北ブラバント州、ベルギーの東・西各フランドル(フランデレン)州の東西南北は、地名に続いてハイフンを付し、それぞれe、w、s、nで表記する。領邦名および都市名の前の数字・アルファベットはこれまでの考察で用いてきたものを踏襲している。

国名 Bベルギー、Dドイツ、Fフランス、Lルクセンブルク、NLオランダ

県名 フランス(北部) Aisneエース、Ardenアルデンヌ、Meuseムーズ、Moselleモーゼル、Ndノール、PdCパ=ド=カレ、Somソンム

(南部) COコート=ドール、Doubsドゥ、HSオート=ソーヌ、Juraジュラ、SLソーヌ=エ=ロワール、Yonneヨンス

州名 ベルギー Antアントウェルペン、Brabブラバント、Flフランドル、Htエノー、Luxルクセンブルク、Namナミュール、Zeゼーラント

オランダ Brabブラバント、Holホラント、Limbリンブルフ、Utユトレヒト

ドイツ Rheinland-Pfalzラインラント=プファルツ

10. エノー伯領(15都市)⁷⁷⁾

Q. Mons (B, Ht) R. Valenciennes (F, Nd) Maubeuge (F, Nd) Ath (B, Ht)

Le Quesnoy (F, Nd) Binche (B, Ht) Bavay (F, Nd) Braine-le-Comte (B, Ht)

Hal (B, Brab) Soignies (B, Ht) Bouchain (F, Nd) Avesnes (F, Nd)

Saint-Ghislain (B, Ht) Beaumont (B, Ht) Condé (F, Nd)

8 (-9). ブラバント公領(12都市)⁷⁸⁾

O. Leuven / Louvain (B, Brab) N. Brussel / Bruxelles (B, Brab)

Antwerpen / Anvers (B, Ant) 's-Hertogenbosch / Bois-le-Duc (NL, Brab-n)

Tienen / Tirlemont (B, Brab) Jodoigne / Geldenaken (B, Brab)

Vilvoorde / Vilvorde (B, Brab) P. Maastricht / Maestricht (NL, Limb)

Zoutleeuw / Léau (B, Brab) Lier / Lierre (B, Ant) Turnhout (B, Ant) Nivelles (B, Brab)

1. ブルゴーニュ公領(15都市)⁷⁹⁾

A. Dijon (F, CO) B. Beaune (F, CO) Nuits (F, CO) Chalon (F, SL) Autun (F, SL)

Semur-en-Auxois (F, CO) Avallon (F, Yonne) Montbard (F, CO) Châtillon (F, CO)

Saint-Jean-de-Losne (F, CO) Talant (F, CO) Montréal (F, Yonne) Noyers (F, Yonne)

Saulieu (F, CO) Saulx-le-Duc (F, CO)

2 (-3). ブルゴーニュ伯領 (20都市)⁸⁰⁾

Arbois (F, Jura) Poligny (F, Jura) D. Salins (F, Jura) C. Dole (F, Jura)
Gray (F, HS) Vesoul (F, HS) Jussey (F, HS) Pontarlier (F, Doubs)
Château-Chalon (F, Jura) Quingey (F, Doubs) Besançon (F, Doubs) Montmorot (F, Jura)
Lons-le-Saunier (F, Jura) Orgelet (F, Jura) Saint-Claude (F, Jura) Rochefort (F, Jura)
Bellevesvre (F, SL) Bletterans (F, Jura) Chaussin (F, Jura) Saint-Aubin (F, Jura)

—マコン伯領 (4都市)⁸¹⁾

Mâcon (F, SL) Tournus (F, SL) Saint-Gengoux (F, SL) Cluny (F, SL)

—シャロレ伯領 (4都市)⁸²⁾

Charolles (F, SL) Paray-le-Monial (F, SL) Mont-Saint-Vincent (F, SL)
Bourbon-Lancy (F, SL)

—オセール伯領 (6都市)⁸³⁾

Saint-Laurent (F, SL) Auxonne (F, CO) Seurre (F, CO) Louhans (F, SL)
Mirebeau (F, CO) Pontailler-sur-Saône (F, CO)

9. リンブルフ公領、13. ルクセンブルク公領 (10都市)⁸⁴⁾

Bastogne / Bastenaken (B, Lux) Arlon / Aarlen (B, Lux) Thionville (F, Moselle)
Marville (F, Meuse) Virton (B, Lux) Ivois / Yvoy [= Carignan] (F, Arden)
Marche-les-Dames (B, Nam) Bitburg (D, Rheinland-Pfalz) Marche-en-Famenne (B, Lux)
Echternach (L)

4 (-6). フランドル伯領 (39都市)⁸⁵⁾

F. Gent / Gand (B, Fl-e) E. Brugge / Bruges (B, Fl-w)
Dendermonde / Termonde (B, Fl-e) G. Ieper / Ypres (B, Fl-w)
Oudenaarde / Audenarde (B, Fl-e) Kortrijk / Courtrai (B, Fl-w)
Aalst / Alost (B, Fl-e) Geraardsbergen / Grammont (B, Fl-e) Hulst (NL, Ze)
Axel (NL, Ze) Deinze (B, Fl-e) Oudenburg (B, Fl-w) Torhout (B, Fl-w)
Nieuwpoort / Nieuport (B, Fl-w) Dunkerque / Duinkerken (F, Nd) Veurne / Furnes (B, Fl-w)
Bergues / Sint-Winoksbergen (F, Nd) Cassel / Kassel (F, Nd) Roeselare / Roulers (B, Fl-w)
Damme (B, Fl-w) Sluis / L'Ecluse (NL, Ze) H. Lille (F, Nd) I. Douai (F, Nd)
Orchies (F, Nd) Biervliet (NL, Ze) Warneton / Waasten (B, Ht) Ninove (B, Fl-e)
Oostende / Ostende (B, Fl-w) Blankenberge (B, Fl-w) Diksmuide / Dixmude (B, Fl-w)
Bailleul / Belle (F, Nd) Eeklo (B, Fl-e) Aardenburg (NL, Ze) Komen / Comines (F, Nd)
Bourbourg / Broekburg (F, Nd) Gravelines / Greveningen (F, Nd) Kaprijke (B, Fl-e)
Menen / Menin (B, Fl-w) L. Mechelen / Malines (B, Ant)

5. アルトワ伯領 (8都市)⁸⁶⁾

J. Arras (F, PdC) K. Saint-Omer (F, PdC) Aire (F, PdC) Lens (F, PdC)
Hesdin (F, PdC) Béthune (F, PdC) Bapaume (F, PdC) Lilliers (F, PdC)

—ブローニュ伯領 (4都市)⁸⁷⁾

Etaples (F, PdC) Samer (F, PdC)? Boulogne (F, PdC) Ardres (F, PdC)

11. ホラント伯領、12. ゼーラント伯領 (25都市)⁸⁸⁾

Haarlem (NL, Hol-n) Amsterdam (NL, Hol-n) Leiden / Leyde (NL, Hol-s)

Delft (NL, Hol-s) Gouda (NL, Hol-s) Dordrecht (NL, Hol-s) Rotterdam (NL, Hol-s)
 Schoonhoven (NL, Hol-s) S. Den Haag / La Haye (NL, Hol-s) Oudewater (NL, Ut)
 Schiedam (NL, Hol-s) Hoom (NL, Hol-n) Alkmaar (NL, Hol-n) Enkhuizen (NL, Hol-n)
 Geervliet (NL, Hol-s) Gorinchem / Gorkum (NL, Hol-s)
 Geertruidenberg / Mont-Sainte-Gertrude (NL, Brab-n) Heenvliet (NL, Hol-s)
 Brielle (NL, Hol-s) T. Middelburg / Middelbourg (NL, Ze) U. Zierikzee (NL, Ze)
 Lagere ? Reimerswaal (NL, Ze) Tholen (NL, Ze) Brouwershaven (NL, Ze)

7. ナミュール伯領 (4都市)⁸⁹⁾

M. Namur / Namen (B, Nam) Bouvignes (B, Nam) Fleurus (B, Ht)
 Gembloux (B, Nam)

ーピカルディ地方 [ソナム河諸都市ほか] (11都市)⁹⁰⁾

Amiens (F, Som) Abbeville (F, Som) Saint-Riquier (F, Som) Rue (F, Som)
 Péronne (F, Som) Montdidier (F, Som) Roye (F, Som) Saint-Quentin (F, Aisne)
 Bray-sur-Somme (F, Som) Théroutanne (F, PdC) Doullens (F, Som)

以上、170余りの都市が挙がるが、尚書局がすべての都市を明確に把握していたかどうかは甚だ疑わしい。また、領邦による偏りや不自然な都市の選択・表記等も散見される。とはいえ、こと中心的な都市に限ればほぼすべてが記載されており、Vルクセンブルクと、このリスト作成後に征服されたヘルレのWアルンヘムおよびXズトフェンのみが漏れている。差し詰め、中央行政が地方行政の末端にまで理解が及ばないということでもあろうか。

7. おわりに

これまで主として4つの視点、即ち①公国内各領邦中心都市、②会計院所在地、③金羊毛騎士団総会開催地、④ブルゴーニュ公影響下の司教座から、ブルゴーニュ公国およびその影響圏において移動宮廷と密接にかかわる主要都市を分類・析出してきた。まだ、試行の段階ではあるが、以上の考察を一覧化したのが、表1「4つの指標から見るブルゴーニュ公国の主要都市」である。

このうち、①～③は、特に代替わりの契約更改、行政網の展開、あるいは、政治エリート集団の結束強化など、ある意味対内的な指標となっている。それに対し、④は、ブルゴーニュ公を都市領主とするか否かは別として、教皇庁に直属するという点で国際的な存在とも言え、君主家門間での結婚式や外交会談など、冠婚葬祭の中でも対外的な要素を多分に孕むものとなり、支配の直接・間接は余り重要ではないように思える。もっとも、前者についても、公国支配領域が漸次的に拡大していく上に、騎士団には併合された領邦の高級貴族や外国君主までもが取り込まれていくため、対内・対外の区分が必ずしも妥当するという訳でもない。そこがブルゴーニュ公国において宮廷と諸都市の関係を考える上で難しい点である。

今後、これらの都市空間内部において、ブルゴーニュ公の移動宮廷と在地社会がどのように接触・交流していったかについて、より一層都市地誌に分け入り、ブルゴーニュ公の邸宅、儀礼の舞台となる主たる修道院・教会機関、あるいは公共広場等々を探っていく必要がある。その一方で、ここでは対象外とした公の居城のみに立脚する宮廷都市や、宮廷移動において交通

の要衝に位置する経由・滞留地（初代・第2代公が国王の臣下として滞在したパリも含む）を追跡するなど、課題は山積している。

[付記] 本稿は、JSPS科研費JP16K03117の助成を受けた研究成果の一部である。

表1 4つの指標から見るブルゴーニュ公国の主要都市

都市名	地方名	領邦中心 都市 A~X	会計院 所在地	金羊毛騎 士団總會 開催地等	司教座
A. デイジョン(Dijon)	ブルゴーニュ	★	★	★	
B. ボーヌ(Beaune)	ブルゴーニュ	★			
※オタン(Autun)	ブルゴーニュ				★
※シャロン(Chalon)	ブルゴーニュ				★
C. ドル(Dole)	フランシュ=コンテ	★			
△ブザンソン(Besançon) [帝国自由都市]	フランシュ=コンテ				★
D. サラン(Salins)	フランシュ=コンテ	★			
※ヌヴェール(Nevers)	ブルゴーニュ		★		★
※マコン(Mâcon)	ブルゴーニュ				★
※オセール(Auxerre)	ブルゴーニュ				★
E. ブルッヘ(Brugge)	フランドル	★		★	
F. ヘント(Gent)	フランドル	★		★	
G. イーペル(Ieper)	フランドル	★			
H. リル(Lille)	フランドル	★	★	★	
I. ドウエ(Douai)	フランドル	★			
J. アラス(Arras)	アルトワ	★			★
K. サン=トメール(Saint-Omer)	アルトワ	★		★	
△カンブレ(Cambrai)	カンブレ				★
※テルアンヌ(Thérouanne)	アルトワ				★
※アミアン(Amiens)	ピカルディ				★
L. メヘレン(Mechelen)	ブラバント	★	★		
M. ナミュール(Namur)	ナミュール	★			
N. ブリュッセル(Brussel)	ブラバント	★	★	★	
O. レウヴェン(Leuven)	ブラバント	★			
P. マーストリヒト(Maastricht)	リンブルフ	★			
△リエージュ(Liège)	リエージュ				★
Q. モンス(Mons)	エノー	★		★	
R. ヴァランシエンヌ(Valenciennes)	エノー	★		★	
△トゥルネ(Tournai) [仏国王都市]	エノー				★
S. デン・ハーフ(Den Haag)	ホラント	★	★	★	
T. ミッデルブルフ(Middelburg)	ゼーラント	★			
U. ツィーリクゼー(Zierikzee)	ゼーラント	★			
V. ルクセンブルク(Luxembourg)	ルクセンブルク	★			
W. アルンヘム(Arnhem)	ヘルレ	★			
X. ズトフェン(Zutphen)	ヘルレ	★			

註記 ※印はブルゴーニュ公が基本的に直接の支配下に置いた都市（特に司教座）、また△印は本来他の都市領主に属すると考えられる都市に付した。但し、△でもリエージュのように最終的に征服され直下に置かれた都市もあり、截然と分類するのは困難である。また、ヘルレ公領都市は最後の公の称号に表れるため記載しているが、百年に及ぶ公国の長い歴史からすれば、最後のごく限られた時期にしか関係せず、主要都市として組み入れるのは躊躇されるところである。

註

- 1) わが国でブルゴーニュ国家（公国）を概括的に論じたものとして、差し当たり以下を参照。畑奈保美「ブルゴーニュ国家——十四～十五世紀ヨーロッパにおける「統合」の試み——」渡辺昭一編『ヨーロッパ・グローバリゼーションの歴史的位相——「自己」と「他者」の関係史——』勉誠出版、2013年、64-74頁（66頁に地図）；中堀博司「ブルゴーニュ公国の解体——その歴史的位相——」池田嘉郎・草野佳矢子編『国制史は躍動する——ヨーロッパとロシアの対話——』刀水書房、2015年、239-264頁、240-245頁。なお、ここでの考察においては、君主の居城にのみ立脚するような半ば農村的な「宮廷都市」は除外されることになる。この点については別の機会に委ねたい。
- 2) JUGIE, S., *The Mourners. Tomb Sculptures from the Court of Burgundy*, Dallas, Frame (French Regional American Museum Exchange) / Dijon, Musée des beaux-arts, 2010, p. 37, 127 (n. 9).
- 3) CHAMPEAUX, E., *Ordonnances franc-comtoises sur l'administration de la justice (1343-1477) avec une introduction sur les sources, la rédaction et l'influence de ces ordonnances*, Paris, Picard / Dijon, Nourry, 1912, p. 16-32, no. V [1386.5.20 ; 1386.7.11]. なお、文体の統一のため、史料の表記に若干変更を加えた。
- 4) SCHNERB, B., *L'Etat bourguignon, 1363-1477*, Paris, Perrin, 1999, p. 92-94, 207-214 ; VAN NIEUWENHUYSEN, A., *Les finances du duc de Bourgogne Philippe le Hardi (1384-1404). Le montant des ressources*, Bruxelles, Académie royale de Belgique, 1990, p. 78-84 ; UYTTEBROUCK, A., *Phénomènes de centralisation dans les Pays-Bas avant Philippe le Bon, Revue belge de philologie et d'histoire*, t. LXIX, 1991, p. 872-904, p. 872, 877.
- 5) SCHNERB, *L'Etat*, p. 88 ; SCHNERB, B., *Jean sans Peur. Le prince meurtrier*, Paris, Payot, 2005, p. 36.
- 6) BAUTIER, R.-H. / SORNAY, J., *Les sources de l'histoire économique et sociale du Moyen Age. Les Etats de la maison de Bourgogne*, vol. I, *Archives centrales de l'Etat bourguignon (1384-1500). Archives des principautés territoriales*, Paris, CNRS, fasc. 1, 1. *Les principautés du Sud* ; 2. *Les principautés du Nord (supplément) par M. Van Gent*, 2001 ; fasc. 2, *Les principautés du Nord*, 1984, fasc. 1, p. 438.
- 7) Archives départementales de la Côte-d'Or (Dijon), G 1125 [1474.1.23 ; parchemin ; lettres patentes du duc Charles, qui à son entrée à Dijon et à la Sainte-Chapelle, jure la conservation des privilèges du chapitre avec le cérémonial accoutumé.] ; GARNIER, Jh., *Chartes de communes et d'affranchissements en Bourgogne*, Dijon, Rabutot / Darantière, 1867-1877, 3 vol., t. I, p. 108-109, no. LXXVIII [1474.1.23]. 同入市式については、中堀「ブルゴーニュ公国の解体」255-258頁を参照。
- 8) SCHNERB, *L'Etat*, p. 214. 1430年8月4日にブルゴーニュ公家傍系の先代ブラバント公フィリップ・ド・サン=ポルが亡くなったのを受けて、第3代公フィリップは、同年10月5日にレウヴェンで、さらに8日にブリュッセルで即位の入市式を執り行った。先代公の死については以下を参照。エーリック・アールツ（藤井美男監訳）『中世ヨーロッパの医療と貨幣危機——ある君主の検屍報告と貨幣不足問題の分析——』九州大学出版会、2010年、1-40頁。
- 9) 上掲註8参照。
- 10) SCHNERB, *L'Etat*, p. 214-223. 第3代公フィリップは、義叔母エリザベト・ド・ゲルリッツ（1415年に没した叔父アントワースの妻。アントワース没後再婚）と1441年10月4日にエダンの協定を結び、同公領のすべての権利を得たが、平和的な解決が難しく、1443年11月21日から22日にかけて都市ルクセンブルクを陥落させた。この継承問題はその後も尾を引き、即位後間もないフランス王ルイ11世が1462年11月にこれにかかわる要求を一切断念したことでようやく解決を見た。
- 11) 中堀博司「あの世に向かって——二人のブルゴーニュ公フィリップの葬送と後継者たちの思惑——」服部良久編著『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史——紛争と秩序のタペストリー——』ミネルヴァ書房、2015年、86-107頁、97頁（註26）。ヘルレ公領都市ナイメーヘンがブルゴーニュ軍に

よって陥落したのは1473年7月19日である。これに続いて、附属するズトフェン伯領も併合された。

- ¹²⁾ SCHNERB, *L'Etat*, p. 208-213 ; POPULER, M., Les entrées inaugurales des princes dans les villes. Usage et signification. L'exemple des trois comtés de Hainaut, Hollande et Zélande entre 1417 et 1433, *Revue du Nord*, t. LXXVI, no. 304, p. 25-52 ; PLANCHER, Dom U. / MERLE, Dom Z., *Histoire générale et particulière de Bourgogne*, Dijon, 1739-1781 (2e éd., Paris, 1974), 4 vol., t. IV, pr. CVIII ; 畑奈保美「ブルゴーニュ国家のなかのフランドル貴族——15世紀中葉ファン・デン・ベルフの書簡より——」阪本浩・鶴島博和・小野善彦共編『ソシアビリテの歴史的諸相——古典古代と前近代ヨーロッパ——』南窓社、2008年、165-180頁、171-173頁。1417年に、第2代公ジャンの義兄弟であるエノー・ホラント・ゼーラント伯ウィレム（仏名ギヨーム・ド・バヴィエール。第2代公ジャンの妹マルグリットの夫、また、第2代公ジャンの妻マルグリットの弟）が亡くなった後、その娘ヤコバ（ジャクリース）が継承することになるが、その波瀾万丈な色恋沙汰から事態は二転三転する。最終的に、1433年4月12日のデン・ハーフにおける協定により、第3代公フィリップはすべての権利を放棄させた。
- ¹³⁾ SCHNERB, *L'Etat*, p. 207-208 ; VAUGHAN, R., *Philip the Good. The Apogee of Burgundy*, London, Longman, 1970 (new ed., Woodbridge, Boydell, 2002), p. 29-31 ; 畑「フランドル貴族」168-169頁。公フィリップは、1420年11月に相続人なきナミュール伯ジャン3世から13万2千エキュ金貨の代価をもって同伯領を買収したが、同伯が亡くなるまで受益権は留保され、1429年における同伯の死没をもってブルゴーニュ公が領有した。
- ¹⁴⁾ BAUTIER / SORNAY, *Les sources*, fasc. 1, p. 439-440.
- ¹⁵⁾ ALLEMAND-GAY, M.-Th., *Le pouvoir des comtes de Bourgogne au XIIIe siècle*, Paris / Besançon, Les Belles Lettres, 1988, p. 33, 40 ; UYTTEBROUCK, A., *Le gouvernement du duché de Brabant au bas Moyen Age (1355-1430)*, Bruxelles, Ed. de l'Univ. de Bruxelles, 1975, 2 vol., vol. I, p. 18-21, 112.
- ¹⁶⁾ BLOCKMANS, W., De samenstelling van de Staten van de Bourgondische landsheerlijkheden omstreeks 1464, *Anciens Pays et Assemblées d'Etats*, 44, 1968, p. 57-112 ; 畑「ブルゴーニュ国家」71頁。
- ¹⁷⁾ なお、以下では副次的な所領について一々註記しない。BAUTIER / SORNAY, *Les sources*, fasc. 1-2の該当箇所を参照のこと。
- ¹⁸⁾ GARNIER, *Chartes*, t. I, p. 69-72, no. LXI [1364.11.26] ; p. 90-92, no. LXXI [1404.6.17] ; p. 94-96, no. LXXIII [1422.2.19] ; p. 108-109, no. LXXVIII [1474.1.23] ; 中堀博司「ヴァロワ家ブルゴーニュ公の公位継承と公妃の宣誓（2）——ディジョン都市特権確認文書——」『宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）』28、2013年、31-50頁、32頁；中堀博司「ブルゴーニュ公国における宮廷儀礼のクロノロジー」『宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）』29、2013年、91-110頁、104-110頁；HURLBUT, J., Symbols for Authority : Inaugural Ceremonies for Charles the Bold, in BLOCKMANS, W. / BORCHERT, T.-H. / al. (ed.), *Staging the Court of Burgundy. Proceedings of the Conference "The Splendour of Burgundy"*, London, Harvey Miller / Turnhout, Brepols, 2013, p. 105-112, p. 111-112.
- ¹⁹⁾ GARNIER, *Chartes*, t. I, p. 247-249, no. CXLV [1404.12.11] ; p. 262-263, no. CLII [1422.4.24] ; PETIT, E., *Itinéraires de Philippe le Hardi et de Jean sans Peur, ducs de Bourgogne, d'après les comptes de dépenses de leur hôtel (1363-1419)*, Paris, 1888, p. 15 [1364.11.27] ; p. 344 [1404.12.12] ; VANDER LINDEN, H., *Itinéraires de Philippe le Bon, duc de Bourgogne (1419-1467) et de Charles, comte de Charolais (1433-1467)*, Bruxelles, Palais des Académies, 1940, p. 23 [1422.4.24] ; VANDER LINDEN, H., *Itinéraires de Charles, duc de Bourgogne, Marguerite d'York et Marie de Bourgogne (1467-1477)*, Bruxelles, M. Lamertin, 1936。ボースはカベ家ブルゴーニュ公の旧都であり、ヴァロワ期にも高等法院が開催された公領第2の都市であった。ボースと首都ディジョンとの関係は、北部ブロックで唯一大学が立地するブラバント公領の旧都レウヴェンとブルゴーニュ公支配下で益々首都化していくブリュッセルとの関係に類似するところがある。なお、旅程研究から最初の入市の日付と推測されはしても、明らかでない場合には、年月日の後に疑問符を付した（以下同分）。

- 20) PETIT, *Itinéraires*, p. 110 [1374.10.7-10] ; p. 415 [1415.1.26-27] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 23 [1422.3.3-8, 15-16] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 59-60 [1474.2.21-3.8] ; CHAMPEAUX, *Ordonnances franc-comtoises*, p. 115, no. XXIV [1422.3] ; CHABEUF, H., Charles le Téméraire à Dijon en janvier 1474, relations officielles, avec introduction, *Mémoires de la Société bourguignonne de géographie et d'histoire*, t. 18, 1902, p. 79-349, p. 313 ; THEUROT, J., *Dole, genèse d'une capitale provinciale des origines à la fin du XVe siècle. Les structures et les hommes*, Dole, 1998, 2 vol. (*Cahiers Dolois*, nos. 15-15bis), t. II, p. 1126-1129. ブルゴーニュ伯領の中心部には、当該期両ブルゴーニュにおいて恐らく最大の都市であった帝国自由都市ブザンソンが存在し、ブルゴーニュ公はこれを影響下には置いたが、伯領内の飛地的存在に変わりにはなかった。それ故に、ブザンソンとディジョンの間に位置するドルが高等法院開催地かつ南部ブロック唯一の大学所在地として重要な役割を付与されることになる。第3代公および第4代公のドル入市は、明らかにドル高等法院の開廷に合わせたものである。大司教座都市ブザンソンの状況は、北部ブロックにおいてフランドル伯領の属したトゥルネオ司教座がフランス王の都市であった状況に若干似ている。なお、初代公の入市は、君主として領有する以前のことであり、括弧で括っている（以下同分）。
- 21) PETIT, *Itinéraires*, p. 132 [1376.11.15-17] ; p. 415-416 [1415.1.28-2.4] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 23 [1422.3.22-25] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 60 [1474.3.9-11]. サランは、13世紀にブルゴーニュ伯がブルゴーニュ公との所領交換によって同伯領に結合した所領である（その際、ブルゴーニュ公はシャロン伯領を獲得）。1384年以降一貫して領有された南のサランは、同様に「領主領」として当初から領有された北のメヘレンと並んで重要である。こうして南部ブロックにおいてサランが塩鉱山都市として経済的に極めて重要な役割を果たしたのは確かであるが、のちのメヘレンのように政治的な中心地としての役割を期待されたのではない点が対照的である。
- 22) 以下、所領名と同じ場合や有力な都市がない場合は、敢えて都市名を記さないことがある。また、最後の公の称号に表れず、番号付けしないこれらの都市も重要であるが、傍系にわたったり、のちに付加されたりしたことにより、ブルゴーニュ公家本家側から見て、副次的な都市として扱うべきと考えた。但し、4つ目の視点である司教座という点それ自体では、重要な意味をなす場合がある。
- 23) SCHNERB, *L'Etat*, p. 198-199 ; PLANCHER / MERLE, *Histoire*, t. III, pr. CCLXIX ; t. IV, pr. I ; 中堀博司「中世後期ブルゴーニュ公国南部における諸侯直轄領の管理——サランの封＝ラントをめぐる——」『法制史研究』53、2004年、1-46頁。
- 24) SCHNERB, *L'Etat*, p. 198, 202. 内戦の最中にブルゴーニュ派によって併合されオセール伯領、および、1417年に実力で占領されたマコン伯領は、フランス王かつイングランド王ヘンリ6世の名の下、1424年6月21日付文書で、バル＝シュル＝セース城代領とともにブルゴーニュ公に譲与された。
- 25) 中堀「クロノロジー」104-110頁 ; PETIT, *Itinéraires*, p. 166 [1384.4.26], 347 [1405.4.30] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 1 [1419.9.22] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 7 [1468.4.9] ; SCHNERB, *L'Etat*, p. 79 ; LECUPPRE-DESJARDIN, E., *La ville des cérémonies. Essai sur la communication politique dans les anciens Pays-Bas bourguignons*, Brepols, Turnhout, 2004, p. 138-139 ; SCHNERB, *Jean*, p. 148 ; BONENFANT, P., *Philippe le Bon. Sa politique, son action*, études présentées par A. M. BONENFANT-FEYTMANS, Bruxelles, De Boeck, 1996, p. 168 ; HURLBUT, *Symbols*, p. 109 ; 河原温『ブリュージュ——フランドルの輝ける宝石——』中央公論新社、2006年、127頁。北部ヨーロッパにおいて自立した都市が林立した低地地方、特にフランドルにおいて単一の中心都市を特定するのは困難である。ブルゴーニュ公領やブラバント公領におけるように「地方特権」をディジョンやレウヴェンないしはブリュッセルで代表して確認するシステムも当初は存在しなかったからである。フランドルにおいては、代表制組織である四者会議を構成するブルッヘ、ヘント、イーペルが3大都市であり、さらにフランドルおよびアルトワにおける7大都市は、この3大都市に、フランドル・ガリカントの ril とドゥエ、アルトワのアラスとサン＝トメールを加えたものであり、サン＝トメール以外の6都市は12

- 世紀半ばに同一の特権状を得ている。15世紀最後の四半世紀の低地地方の人口については、ヘント4万5千人、ブルッヘ4万人近く、アミアン、ブリュッセル、アントウェルペンおよびリエージュ2万人強、ドルトレヒト、ドゥエ、ライデン、リル、メヘレン、スヘルトヘンボス、レウヴェン、ハールレム、デルフトが1～2万人である。なお、1474年においてデジョンは約1万3千人を数えた。かなり都市に人口が集中したホラント伯領のドルトレヒト、ライデン、ハールレム、デルフトは扱いが難しいが、デン・ハーフという明確な宮廷都市があるので差し当たり副次的な都市として扱う。SCHNERB, *L'Etat*, p. 364 ; DERVILLE, A., Les élites urbaines en Flandre et en Artois, dans *Actes des congrès de la Société des historiens médiévistes de l'enseignement supérieur public (27e congrès, Rome, 1996)*. *Les élites urbaines au Moyen Âge*, p. 119-135, p. 119 ; 畑奈保美「ブルゴーニュ時代初期（14世紀末-15世紀初頭）におけるフランドル四者会議」『西洋史研究』新輯23、1994年、65-87頁、68、73頁（註2・3）。
- 26) PETIT, *Itinéraires*, p. 347 [1405.4.15] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 1 [1419.9.20] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 1 [1467.6.28] ; VAUGHAN, R., *Philip the Bold. The Formation of the Burgundian State*, London, Longman, 1962 (new ed., Woodbridge, Boydell, 2002), p. 38 ; LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 139-140 ; SCHNERB, *Jean*, p. 144-145 ; BONENFANT, *Philippe*, p. 168 ; MOSSELMANS, N., Les villes face au prince : l'importance réelle de la cérémonie d'entrée solennelle sous le règne de Philippe le Bon, dans DUVOSQUEL, J.-M. / DIERKENS, A. (éd.), *Villes et campagnes au Moyen Âge. Mélanges Georges Despy*, Liège, Ed. du Perron, 1991, p. 533-548, p. 542 ; HURLBUT, *Symbols*, p. 107 ; 河原温「15世紀フランドルにおける都市・宮廷・儀礼——ブルゴーニュ公のヘント「入市式」を中心に——」高山博・池上俊一編『宮廷と広場』刀水書房、2002年、207-227頁、214頁。
- 27) PETIT, *Itinéraires*, p. 166 [1384.4.24], 348 [1405.5.15] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 16-17 [1469.5.15-17] ; SCHNERB, *L'Etat*, p. 79 ; SCHNERB, *Jean*, p. 149 ; BONENFANT, *Philippe*, p. 168-169 (n. 175). なお、VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 1の1419.9.23は「ブルッヘ」滞になっているが、ボナンファンに拠れば、「イーベル」が正しい。
- 28) PETIT, *Itinéraires*, p. 164 [1384.2.17-23], 347 [1405.4.12] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 1 [1419.9.25] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 7 [1468.4.7] ; SCHNERB, *L'Etat*, p. 79 ; LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 372 ; SCHNERB, *Jean*, p. 144 ; BONENFANT, *Philippe*, p. 169 ; HURLBUT, *Symbols*, p. 108-109. なお、最終的に1312年に、フランドル伯がフランス王に対して放棄した所謂「フランドル・ガリカント」に含まれるリル、ドゥエ等の都市は、他のフランドル都市とは異なる状況にある。畑「四者会議」68頁。
- 29) PETIT, *Itinéraires*, p. 165 [1384.3.10], 349 [1405.6.25] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 16 [1421.5.6] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 40 [1472.5.15] ; LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 143-144, 373, 385 ; HURLBUT, *Symbols*, p. 111. なお、LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 143における第2代公の入市は1405年6月21日とあるが、25日が正しい。
- 30) PETIT, *Itinéraires*, p. 164 [1384.2.13-16], 346 [1405.3.1-23 ; 3.27-4.10 ; 4.11-, comte de Flandre, d'Artois... ; 8.12-14] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 1 [1419.10.1-2] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 15 [1469.3.16] ; LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 372 ; SCHNERB, *Jean*, p. 143-145 ; HURLBUT, *Symbols*, p. 109-110.
- 31) PETIT, *Itinéraires*, p. 214-215 [1389.11.14-30], p. 356 [1406.10.30-11.16] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 19 [1421.9.9-10] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 16 [1469.4.22] ; LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 372 [1469.4.18?] ; HURLBUT, *Symbols*, p. 110-111.
- 32) PETIT, *Itinéraires*, p. 165 [1384.3.21-23], 347 [1405.4.23, 25-26] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 2 [1419.10.8] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 2 [1467.7.3] ; HURLBUT, *Symbols*, p. 107.
- 33) SCHNERB, *L'Etat*, p. 198. 1416年にベリイ公が亡くなり、その妻ジャンヌ・ド・ブローニュは、第2代

公ジャンの評議官でありながら敵対することになったジョルジュ・ド・ラ・トレモイユと再婚した。公ジャンは新伯が臣従礼を行わなかったことを口実に同伯領を没収した。

- ³⁴⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 261 [1448.10.16-18].
- ³⁵⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 75 [1429.3.13] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 12 [1468.10.21-24] ; MOSSELMANS, *Les villes*, p. 543.
- ³⁶⁾ PETIT, *Itinéraires*, p. 165 [1384.3.16-21, 26-28], 272 [1398.3.26] , 338 [1404.4.16-26], 347 [1405.4.24-25], 377 [1411.1.11-18], 424 [1416.2.20-25] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 87 [1430.10.8] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 2 [1467.7.14] ; LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 140 ; MOSSELMANS, *Les villes*, p. 543-545 ; HURLBUT, *Symbols*, p. 107-108. なお、ブリュッセルのみ、初代公および第2代公の領有以前の滞在をわかる範囲ですべて示した。14世紀後半から15世紀前半におけるブラバントの4大都市は、ブリュッセル、レウヴェン、アントウェルペン、スヘルトヘンボスである。藤井美男「中世後期ブラバント公権と都市——近代国家形成過程における君主=都市関係の予備的考察——」『経済学研究』83-5-6、2017年、51-70頁、56-62頁。
- ³⁷⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 87 [1430.10.5] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 2 [1467.7.12] ; LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 140 ; MOSSELMANS, *Les villes*, p. 543-545 ; HURLBUT, *Symbols*, p. 107-108.
- ³⁸⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 5 [1467.12.17]. ブラバントと密接に結びついたリンブルフおよびムーズ河向こうの地におけるマーストリヒトは若干特異な地政学的位置にある。青谷秀紀「ブルゴーニュ公か、ブラバント公か——一五世紀後半のリエージュ紛争と君主支配の展開——」朝治啓三・渡辺節夫・加藤玄編著『『帝国』で読み解く中世ヨーロッパ——英独仏関係史から考える——』ミネルヴァ書房、2017年、102-123頁、特に112頁以降。
- ³⁹⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 109 [1433.5.14-15] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 7 [1468.3.27] ; CAUCHIES, J.-M., *La constitution, le serment et le prince dans le Hainaut ancien, dans Code et constitution : mélanges historiques = Wetboek en grondwet : in historisch perspectief (Liber amicorum John Gillisen)*, Antwerpen, Kluwer rechtswetenschappen, 1983, p. 51-60, p. 58 ; HURLBUT, *Symbols*, p. 108.
- ⁴⁰⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 109 [1433.5.16] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 7 [1468.4.5] ; HURLBUT, *Symbols*, p. 108.
- ⁴¹⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 153 [1436.4.6] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 10 [1468.7.19] ; HURLBUT, *Symbols*, p. 109. ホラント伯領では上掲註25におけるようにドルトレヒト、ライデン、ハールレム、デルフトといった人口1万を超える大都市が存在するが、君主が所在する半ば農村的な宮廷都市からデン・ハーフは益々重要な地位を占めるようになったと思われる。
- ⁴²⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 154 [1436.5.3] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 7 [1468.4.22] ; HURLBUT, *Symbols*, p. 109.
- ⁴³⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 153 [1436.3.26] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 7 [1468.4.25] ; HURLBUT, *Symbols*, p. 109.
- ⁴⁴⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Philippe*, p. 222-223 [PLB1443.11.22-1444.1.18?] ; VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 55 [1473.9.6-29]. 上掲註10参照。
- ⁴⁵⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 54 [1473.8.11-13]. 上掲註11参照。
- ⁴⁶⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 53 [1473.7.19].
- ⁴⁷⁾ VANDER LINDEN, *Itinéraires de Charles*, p. 53-54 [1473.8.4-10].
- ⁴⁸⁾ 中堀博司「中世後期フランスにおける領邦会計院の成立——ディジョン会計院を中心に——」『西洋史学論集』46、2008年、59-80頁、特に典拠については61頁表1参照。
- ⁴⁹⁾ BAUTIER / SORNAY, *Les sources*, fasc. 1-2.

- 50) 中堀「ブルゴーニュ公国の解体」242頁。
- 51) DE SMEDT, R. (dir.), *Les chevaliers de l'Ordre de la Toison d'Or au XVe siècle. Notices bibliographiques*, 2e éd., Frankfurt am Main etc., 2000 ; DE GRUBEN, Fr., *Les chapitres de la Toison d'or à l'époque bourguignonne (1430-1477)*, Leuven, Leuven UP, 1997 ; 中堀「ブルゴーニュ公国の解体」245-255頁。
- 52) LECUPPRE-DESJARDIN, *La ville*, p. 381-384.
- 53) 中堀博司「ヴァロワ家ブルゴーニュ公の遺言——伝来する3遺言書の比較分析より——」藤井美男編・ブルゴーニュ公国史研究会著『ブルゴーニュ国家の形成と変容——権力・制度・文化——』九州大学出版会、2016年、302-336頁、323頁。
- 54) TABBAGH, V., Pouvoir épiscopal et pouvoir ducal dans les Etats des ducs Valois de Bourgogne, *Publication du Centre européen d'études bourguignonnes (XIVe-XVIIe s.)* [= PCEEB], no. 38, 1998, p. 15-29, p. 16.
- 55) TABBAGH, Pouvoir, p. 19.
- 56) HOURS, H. / BOUYÉ, Ed. / MILLET, H., *Fasti ecclesiae gallicanae. Répertoire prosopographique des évêques, dignitaires et chanoines de France de 1200 à 1500*, t. IV, *Diocèse de Besançon*, Turnhout, Brepols, 1999, p. 33, 63-73.
- 57) SCHNERB, *L'Etat*, p. 226 ; HOURS / BOUYÉ / MILLET, *Fasti*, t. IV, p. 70-71, no. 23.
- 58) MADIGNIER, J. / LABARTHE, H. / al., *Fasti ecclesiae gallicanae. Répertoire prosopographique des évêques, dignitaires et chanoines de France de 1200 à 1500*, t. XII, *Diocèse d'Autun*, Turnhout, Brepols, 2010, p. 134-151, 467-468.
- 59) SCHNERB, *L'Etat*, p. 226, 282 ; MADIGNIER / LABARTHE / al., *Fasti*, t. XII, p. 146-151, no. 628.
- 60) SCHNERB, *L'Etat*, p. 226.
- 61) SCHNERB, *L'Etat*, p. 303 ; PAVIOT, J., Jean Germain, évêque de Nevers et de Chalon-sur-Saône, chancelier de l'ordre de la Toison d'or, *PCEEB*, no. 50, 2010, p. 109-127 ; DE GRUBEN, *Les chapitres*, p. 23-24.
- 62) SCHNERB, *L'Etat*, p. 242 ; EUBEL, C., *Hierarchia catholica Medii Aevi*, vol. II (1431-1503), p. 187.
- 63) SCHNERB, *Jean*, p. 395-401 ; 中堀博司「ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの第二遺言書(1441年)——後編——」『宮崎大学教育文化学部紀要(社会科学)』33、2015年、19-37頁、37頁(註41)。
- 64) DESPORTES, P. / MILLET, H. / ALBERT, J.-M. / al., *Fasti ecclesiae gallicanae. Répertoire prosopographique des évêques, dignitaires et chanoines de France de 1200 à 1500*, t. I, *Diocèse d'Amiens*, Turnhout, Brepols, 2009, 39, 66-81.
- 65) SCHNERB, *L'Etat*, p. 97, 225-226 ; COCKSHAW, P., *Le personnel de la chancellerie de Bourgogne-Flandre sous les ducs de Bourgogne de la maison de Valois (1384-1477)*, Kortrijk-Heule, 1982, p. 38-39.
- 66) SCHNERB, *L'Etat*, p. 226 ; SCHNERB, *Jean*, p. 395-401.
- 67) MOREAU, E. de, *Histoire de l'Eglise en Belgique*, t. IV, *L'Elise aux Pays-Bas sous les ducs de Bourgogne et Charles-quin, 1378-1559*, Bruxelles, L'Ed. Universelle, 1949, p. 464-465.
- 68) SCHNERB, *L'Etat*, p. 225-226, 279.
- 69) MOREAU, *Histoire*, p. 465 ; SCHNERB, *L'Etat*, p. 204.
- 70) SCHNERB, *L'Etat*, p. 97, 238 ; COCKSHAW, *Le personnel*, p. 41-44.
- 71) SCHNERB, *L'Etat*, p. 243 ; VAN ECKENRODE, M., Le testament de Jean Chevrot, président du conseil de Philippe le Bon, évêque de Tournai (1438-1460), enfant de Poligny, *Archives et manuscrits précieux tournaisiens*, 3, 2009, p. 7-34.
- 72) SCHNERB, *L'Etat*, p. 303 ; DE GRUBEN, *Les chapitres*, p. 24-28.
- 73) SCHNERB, *L'Etat*, p. 303 ; DE GRUBEN, *Les chapitres*, p. 28.
- 74) MOREAU, *Histoire*, p. 465.
- 75) MOREAU, *Histoire*, p. 464.

- 76) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 75-112. 同史料のほか低地地方における代表制システムについて畑奈保美氏から多くのご助言を頂いた。記して謝意を表したい。同史料の概要については畑「ブルゴーニュ国家」71頁を参照。なお、実際に行われた全国議会への参加の頻度から、各領邦で中心的な役割を果たした都市を抽出することは可能であり、ウェレンスに拠れば、以下の20弱の大都市が挙がる(但し、1477年のブルゴーニュ公国瓦解を挟む、1464~1506年の集計であることと、低地地方のみが対象であることは予め断っておく)。即ち、ブラバントのN. Brussel, O. Leuven, Antwerpen, 's-Hertogenbosch, フランドルのE. Brugge, F. Gent, G. Ieper, エノーのQ. Mons, R. Valenciennes, ナミュールのM. Namur, ホランダのHaarlem, Leiden, ゼーラントのT. Middelburg, アルトワのJ. Arras, K. Saint-Omer, フランドル・ガリカントのH. Lille, I. Douai, そしてメヘレンのL. Mechelen, 以上である。WELLENS, R., *Les Etats généraux des Pays-Bas des origines à la fin du règne de Philippe le Beau (1464-1506)*, Heule, UGA, 1974, p. 324-372, p. 362.
- 77) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 94-95. なお、ここには、③に表れるLandrecies (F, Nd), Le Roeulx (B, Ht), Enghien (B, Ht), Chimay (B, Ht), Chièvres (B, Ht) の5都市が欠けている(BLOCKMANS, De samenstelling, p. 85-86.)。また、同史料を刊行したブロックマンズの地名同定には若干誤りと思われるものがあり、適宜修正した。ウェレンスに拠る1464~1506年の全国議会への参加頻度としては、66会期中、Monsがほぼすべての65回、Valenciennesが31回、Athが6回、その他が以下となる。WELLENS, *Les Etats*, p. 347-353, 371.
- 78) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 104-105. 実際の全国議会への参加頻度としては、55会期中、Brusselが46回、Leuvenが43回、's-Hertogenboschが27回、Antwerpenが24回、Lierが13回、その他が以下となる。WELLENS, *Les Etats*, p. 327-331, 370.
- 79) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 107-108.
- 80) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 108.
- 81) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 109.
- 82) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 109.
- 83) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 109. 但し、オセール伯領とは必ずしも関連性のない諸都市が並ぶ。
- 84) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 109. 実際の全国議会への参加は不明で、殆どなかったと見られる。WELLENS, *Les Etats*, p. 332-334, 370.
- 85) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 110. なお、ここに表れる都市のうち、Hulst (NL, Ze), Axel (NL, Ze), Deinze (B, Fl-e), Oudenburg (B, Fl-w), Torhout (B, Fl-w), Roeselare / Roulers (B, Fl-w), Biervliet (NL, Ze), Ninove (B, Fl-e), Oostende / Ostende (B, Fl-w), Blankenberge (B, Fl-w) そしてL. Mechelen / Malines (B, Ant) は①には記されず、この⑭にのみ記載されている。逆にPoperinge / Poperinghe (B, Fl-w) とRonse / Renaix (B, Fl-e) は①にのみ表れるフランドル都市である。また、H. Lille (F, Nd), I. Douai (F, Nd), Orchies (F, Nd) の3都市は⑦にも記されている(BLOCKMANS, De samenstelling, p. 75-76, 93.)。フランドル・ガリカントを除くフランドル都市の全国議会への参加頻度としては、65会期中、Bruggeが58回、Gentが57回、Ieperが52回、Kortrijkが41回、Oudenaardeが37回、その他が以下となる(なお、ここではシャテルニイは省いた)。WELLENS, *Les Etats*, p. 334-343, 370-371. 一方、フランドル・ガリカント3都市は53会期中、Lilleが48回、Douaiが23回、Orchiesが5回となる。WELLENS, *Les Etats*, p. 357-358, 372. また、Mechelenは40回の参加である。WELLENS, *Les Etats*, p. 360, 372.
- 86) BLOCKMANS, De samenstelling, p. 110. Lilliers (F, PdC) はここにしか記されない。一方、②のアルトワ都市と、⑦(広義の?)ピカルディ都市の2か所には、さらにSaint-Pol (F, PdC), Pernes (F, PdC), La Bassée (F, Nd), Fauquembergues (F, PdC) の4都市が記されている(BLOCKMANS, De samenstelling, p. 84, 92-93.)。実際の全国議会への参加頻度については、公国瓦解時にフランス王によって(例えばアラスなど)一部が占領されたため他の領邦同様には論じられないが、数値としては、Saint-Omerが26回、Béthuneが9回、Arrasが8回、その他が以下となる。WELLENS, *Les Etats*, p. 344-347, 371.

- 87) BLOCKMANS, *De samenstelling*, p. 111. ⑦にArdres (F, PdC)、Boulogne (F, PdC)、⑪にEtaples (F, PdC)、Boulogne (F, PdC) の記載がある (BLOCKMANS, *De samenstelling*, p. 92, 103.)。
- 88) BLOCKMANS, *De samenstelling*, p. 111-112. ホラント諸都市による実際の全国議会への参加頻度としては、50会期中、Haarlemが29回、Leidenが23回、Goudaが20回、Dordrechtが16回、AmsterdamおよびDelftが12回、その他が以下となる。特徴的なのはDen Haagは1回で、人口同様に都市の活動もさほど活発ではないことである。宮廷都市として発展途上の段階にあったと考えられよう。WELLENS, *Les Etats*, p. 353-355, 371-372. 一方、ゼーラント諸都市の参加頻度については、45会期中、Middelburgが39回、Zierikzeeが9回、Goesが8回、その他が以下となる。WELLENS, *Les Etats*, p. 355-356, 372.
- 89) BLOCKMANS, *De samenstelling*, p. 112. ⑩にNamur / Namen (B, Nam)、Bouvignes (B, Nam)、Walcourt (B, Nam) の3都市が挙がる (BLOCKMANS, *De samenstelling*, p. 100.)。実際の全国議会への参加頻度としては、50会期中、Namurが45回、Bouvignesが3回のみで、Namurがほぼすべての都市を代表している。WELLENS, *Les Etats*, p. 358-360, 372.
- 90) BLOCKMANS, *De samenstelling*, p. 112. ⑦には、これ以外にMontreuil (F, PdC)、Crèvecoeur (F, Oise)、Arleux (F, Nd)、Mortagne (F, Nd)、Saint-Amand (F, Nd)、Lucheux (F, Som)、Corbie (F, Som)、Eve (F, Oise)、Athies (F, PdC) の9都市が挙がる (BLOCKMANS, *De samenstelling*, p. 92-93.)。実際には、全国議会にピカルディ諸都市はほとんど参加していない。また、ヘルレ都市はArnhem およびNijmegen が3回ずつ参加しているのみである。WELLENS, *Les Etats*, p. 357, 360-361, 372.